

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2000115号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第2000041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から昭和 34 年 4 月 30 日頃まで

請求期間において、A社が経営していたBという*サロンに勤務していた。請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、C市D区にあったA社が経営するBという名称の*サロンに勤務していた旨陳述しているところ、C市立図書館の担当者は、所蔵する資料のうち、「1959年特定商工業者名簿」(昭和 34 年)にA社、C市D区E *-*、*継、「1964年住宅地図」(昭和 39 年)に*B、C市D区E、「1955年電話番号簿」(昭和 30 年)における「カフェ・*」の項目にA社、C市D区Eと記載されている旨陳述しており、請求者の陳述内容と符合していることから、期間の特定はできないものの、請求者がA社の経営するBに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索結果において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録が見当たらない上、上述のとおり、同社の業種は飲食業であったと考えられるところ、飲食業は、当時の厚生年金保険法における強制適用の業種には含まれていない。

また、上述のC市立図書館の担当者は、「1959年特定商工業者名簿」にA社の事業主名が記載されている旨陳述しているものの、当該事業主は連絡先が不明である上、請求者も、本名で働いていた同僚はいなかった旨陳述していることから、これらの者に対して照会を行うことができない。

さらに、請求者は厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。